

## 学校における障害者理解学習支援事業要綱

宇部市障害福祉課

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現を目的として、宇部市内の小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、専門学校（以下、「学校」という。）が、児童生徒、学生、専門学生及び保護者を対象として開催する障害者への理解促進をテーマとした講演会やふれあい活動等の開催、または教職員の障害者への理解を促進するための研修会等の開催に要する経費の一部を、宇部市（以下、「市」という。）が支出するために必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象となる経費)

第2条 学校が前条の規定により実施する児童生徒、学生、専門学生及び保護者を対象とした講演会、ふれあい活動、その他障害者の理解に関する学習活動（以下「講演会等」という。）、または教職員の研修会（以下、「研修会」という。）において講師等を招聘し、当該講師等に対し謝礼を支払う必要があるときは、予算の範囲内において、その一部を市が支出するものとする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

- 2 前項に定める講演会等または研修会の実施にあたり消耗品を購入する必要があるときは、予算の範囲内において、その一部を市が支出するものとする。
- 3 第1項に定める講演会等の学習効果を高めるため、講演会等の前または後に実施する学習活動のために、消耗品を購入する必要があるときは、予算の範囲内において、その一部を市が支出するものとする。
- 4 第1項から第3項までに定める講師への謝礼、消耗品の購入費用として市が支出する上限額等は、別に定める。

### (申 請)

第3条 学校は、事業実施の14日前までに障害者理解学習実施計画書（様式1）を市障害福祉課に提出するものとする。

### (報 告)

第4条 学校は、事業終了後14日以内に障害者理解学習実施報告書（様式2）を市障害福祉課に提出するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

「学校における障害者理解学習支援事業」  
要綱第2条第4項に定める上限額等について

宇部市

- 1 講演会等または研修会の開催にあたって招聘する講師等に対する謝礼のうち、市が支出する上限額は、1校あたり1年につき30,000円とする。
- 2 講演会等または研修会の実施にあたり必要となる消耗品等の購入経費、あるいは講演会等の事前または事後に実施する学習活動に必要な消耗品等の購入経費のうち、市が支出する上限額は、1校あたり1年につき15,000円とする。
- 3 上記1および2に定める上限額の範囲であれば、各学校は複数回にわたって、市に対し事業の申請ができるものとする。